

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛県

第2495号

平成25年8月13日火曜日 第2495号

◇ 目 次 ◇
告 示

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(農地整備課)	622
建設業者の許可の取消し(中予地方局管理課)	622
新たな土地改良事業の施行の認可(南予地方局農村整備課)	622
道路の区域変更(県道御内下畑地線)(南予地方局管理課)	622
道路の供用開始(	623
訓令	
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令(森林整備課)	623

告 示

#### ○愛媛県告示第920号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、今治市菊間町河之内、松尾及び池原地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年8月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(一般農道整備事業・歌仙地区)変更計画書 の写し
- 2 縦覧期間平成25年8月14日から9月10日まで3 縦覧場所
  - 今治市役所菊間支所

### ○愛媛県告示第921号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成25年 8 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 24)第4623号	平成24年 5月10日	米田商事(株)	米田 巨樹	松山市空港通6-12-2	平成25年 7月1日	屋根工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 22)第13122号	平成22年 7月19日	成田建設(株)	成田 明弘	松山市東垣生町585	平成25年 7月2日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 25)第17176号	平成25年 6月18日	(株) LIUEX DE SIGN WORKS	石村 政哉	松山市喜与町1-6-8	平成25年 7月31日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第12508号	平成22年 5月16日	(株)エヌプラス四国	山村 務	松山市北土居 5 - 8 - 32	平成25年 7月31日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止

#### ○愛媛県告示第922号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、 保内町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(維持 管理)の施行を平成25年8月5日認可した。 平成25年8月13日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

## ○愛媛県告示第923号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成25年8月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路0	の種類	路	線	名	×	間	旧・新別	敷幅	地	の 員	延	長	備	考
県	道	200	⊢⊤/m+	<b>山</b> 4白	<b>宁和自士油自町板Ⅲ022来~444</b> 件		ІВ	メート 4.3	-ル 3~ 6	5.7	、 とロキ 0.0			
宗   	坦	1441	内下畑均	巴級	宇和島市津島町槇川823番 1 地先		新	9.3	3 ~ 26	5 2	۵ 0	37		

#### ○愛媛県告示第924号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年8月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	御四	内下畑均	也線	宇和島市津島町	「槇川823番	1 地先					平成25年 8 月13日

#### ○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年8月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

#### 別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組	±20.0			決裁		
織名	事務の種類	事項	知事	部長	<b>詩</b> 局 長	課長
森林	1 ~ 18 省略					
整備課	19 森林 の間伐 等の実	1 基本方針の策定及び変更( <u>第</u> <u>4条第1項、第4項から第6項</u> まで)				
	施進す別法行のに すりがでする がある。	2 市町の特定間伐等促進計画の 策定及び変更の協議に対する同 意( <u>第5条第6項</u> 、第8項)				
	務	3 特定増殖事業計画に関するこ				

#### 別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

<b>6</b> 0				決裁	区分	`
組織	事務の	 	知	卓	<b>淳決</b> 有	旨
名	種類	7 %	事	部長	局長	課長
森	1 ~ 18					
林	省略					
整	19 森林	1 基本方針の策定及び変更( <u>第</u>				
備	の間伐	3条第1項、第3項から第5項				
課	等の実	まで)				
	施の促	2 市町の特定間伐等促進計画の				
	進に関	策定及び変更の協議に対する同				
	する特	意(第4条第6項、第8項)				
	別措置					
	法の施					
	行に関					
	する事					
	務					

1 1			
	(1) 認定及び変更の認定(第9		_
	条第1項、第5項、第10条第		
	1項、第4項)		
	(2) 市町長の意見の聴取(第9		_
	条第4項、第10条第4項)		
	③ 認定の取消し等(第10条第		_
	2項、第3項)		
	(4) 報告の徴収(第15条)		

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成25年8月13日 発行 624